

別紙様式第二

(委 員 会 用)

裏

写 真 印 又は 刻印	1 本証は、犯則調査の際に必ず携帯すること。 2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。 3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。 5 犯則調査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。
---	---

表

第 号	
犯 則 事 件 調 査 証 票	
職名(又は官職)	_____
氏 名	_____
生 年 月 日	_____
上記の者は、当委員会に所属する職員で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成12年法律第101号)及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。	
令和 年 月 日	
証券取引等監視委員会 印	

(財務局又は福岡財務支局用)

裏

写 真	印 又は 刻印
-----	---------------

- 1 本証は、犯則調査の際に必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
- 5 犯則調査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

表

第 号
犯 則 事 件 調 査 証 票
職名(又は官職) _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____
上記の者は、当局に所属する職員で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成12年法律第101号)及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。
令和 年 月 日 財務局長又は福岡財務支局長 印

(備考) 規格は、縦6.0cm×横8.5cmとする。